

特別養護老人ホーム リンデンバウムいずみ 基本利用料金

(日額：円)

	項目	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
①施設サービス費	従来型個室・多床室	573円	641円	712円	780円	847円	
②施設サービス費 加算	個別機能訓練加算Ⅰ	12円	利用者ごとの個別機能訓練計画を作成し、計画に基づいた訓練を行います。				
	個別機能訓練加算Ⅱ	20円	利用者ごとの個別機能訓練計画を作成し、行政と情報共有しながら、計画に基づいた訓練を行います。(※1ヶ月に1回の算定です)				
	看護体制加算Ⅰ	4円	常勤の看護師を1名以上配置しています。				
	看護体制加算Ⅱ	8円	介護職員及び看護職員等における24時間の連絡及び対応体制に関する取り決めを整備し、利用者に対する観察項目の標準化を行います。				
	夜勤職員配置加算Ⅲ	16円	夜勤を行う介護職員を、配置基準を上回って配置し、また夜勤時間帯を通じて喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置しています。				
	日常生活継続支援加算	36円	介護福祉士の資格保有者を、配置基準を上回って配置することにより、可能な限り個人の尊厳を保持しつつ、日常生活を継続できるよう支援します。				
	栄養マネジメント加算	11円	管理栄養士を1名以上配置し、利用者ごとの栄養状態に応じた栄養ケア計画を作成のうえ、関連職種が共同して栄養マネジメントを行います。				
	排せつ支援加算Ⅰ	10円	利用者ごとの排せつ状態に応じた排せつケア計画を作成し、関連職種が連携し適切なケアを行います。(※1ヶ月に1回の算定です)				
	科学的介護推進体制加算Ⅱ	50円	行政主導のネットワークシステムを利用し、情報共有を行いながらサービスを提供します。(※1ヶ月に1回の算定です)				
③処遇改善加算		介護職員の処遇改善に充てます。月額施設サービス費(食費及び滞在費を除く)に8.3%乗じた金額					
④特定処遇改善加算		リーダー層の処遇改善に充てます。月額施設サービス費(食費及び滞在費を除く)に2.7%乗じた金額					
⑤介護職員等ベースアップ等支援加算		サービス維持向上に充てます。月額施設サービス費(食費及び滞在費を除く)に1.6%乗じた金額					
⑥食費	第1段階	300円					
	第2段階	390円					
	第3段階①	650円					
	第3段階②	1360円					
	第4段階	1445円					
⑦居住費	第1段階	従来型個室	320円	多床室			0円
	第2段階	従来型個室	420円	多床室			370円
	第3段階①②	従来型個室	820円	多床室			370円
	第4段階	従来型個室	1171円	多床室			855円
従来型個室 合計 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦)	第1段階	1,455円	1,532円	1,612円	1,684円	1,765円	
	第2段階	1,649円	1,722円	1,802円	1,874円	1,955円	
	第3段階①	2,305円	2,382円	2,462円	2,534円	2,615円	
	第3段階②	3,015円	3,092円	3,172円	3,244円	3,325円	
	第4段階	3,451円	3,528円	3,608円	3,680円	3,761円	
多床室 合計 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦)	第1段階	1,135円	1,212円	1,292円	1,364円	1,445円	
	第2段階	1,625円	1,672円	1,752円	1,824円	1,905円	
	第3段階①	1,855円	1,932円	2,012円	2,084円	2,165円	
	第3段階②	2,565円	2,642円	2,722円	2,794円	2,875円	
	第4段階	3,135円	3,212円	3,292円	3,364円	3,445円	

○ その他の加算（利用する方の状況に応じて算定となります）

- ・ 初期加算 30 円（日額：入所から 30 日以内 他施設または在宅、医療機関より入所された場合）
- ・ 外泊時費用 246 円（日額：入院及び外泊した場合 月 6 日を上限）
- ・ 外泊時在宅サービス利用費用 560 円（日額：外泊中に在宅サービスを受けた場合 月 6 回を上限）
- ・ 認知症専門ケア加算Ⅰ 3 円（日額：認知症高齢者自立度がⅢa 以上の方）
- ・ 褥瘡マネジメント加算Ⅰ 3 円（月額：褥瘡ケア計画を作成し、基にケアを実施している場合）
- ・ 褥瘡マネジメント加算Ⅱ 13 円（月額：褥瘡ケア計画を作成し、基にケアを実施かつ褥瘡の発生がない場合）
- ・ 療養食加算 6 円（1 食につき・1 日 3 回を上限：医師が発行する食事箋を基に食事を提供した場合）
- ・ 経口維持加算Ⅰ 400 円（月額：摂食機能障害を有する入所者ごとに経口維持計画を作成し栄養管理を行った場合）
- ・ 再入所日栄養連携加算 200 円（1 回限り：入院後摂食機能低下により食事形態が変更になった際、施設の管理栄養士が医療機関で行われるカンファレンス等に参加し、医療機関の管理栄養士と連携して栄養ケア計画を作成した場合）
- ・ 口腔衛生管理加算Ⅰ 90 円（月額：歯科医師または指示を受けた歯科衛生士が入所者に対して口腔ケアを月 2 回以上行った場合）
- ・ 配置医師緊急時対応加算 650 円（1 回につき 早朝または夜間に配置医師が診察した場合）
1300 円（1 回につき 深夜に配置医師が診察した場合）
- ・ 看取り介護加算Ⅱ（死亡日）1580 円（死亡前日及び前々日）780 円（死亡日前 4 日～30 日前）144 円
（死亡日前 31 日～45 日）72 円
- ・ 安全対策管理加算 20 円（入所時のみ）

○ その他の日常生活費（実費）

- ・ 日用品費（歯ブラシ代など）
- ・ 電気代 50 円（日額：テレビなど個人家電製品を居室に設置した場合）
- ・ 理容代（カット・顔剃り）3300 円（カットのみ）2200 円
- ・ 外部クリーニング代
- ・ 医療費、各種予防接種代金

※ 左記料金表は、1 割負担の方の場合です。お持ちの負担割合証をご確認ください。2 割負担または 3 割負担の場合は、施設サービス費及び加算の金額が変わります。食費・居住費は第 4 段階となります。

※ オムツ代は施設サービス費に含まれます。

※ 外泊または入院時において居室を確保している場合は、居住費を算定します。施設サービス費及び食費の算定はありません。なお外泊または入院時に短期入所生活介護で居室を利用する場合は算定しません。

○ 負担限度額について

第 1 段階：老齢福祉年金を受給している方、または生活保護を受給している方など

第 2 段階：市町村税非課税世帯で年金収入等が年間 80 万円以下、かつ預貯金が単身 650 万円以下

第 3 段階①：市町村税非課税世帯で年金収入等が年間 80～120 万円以内、かつ預貯金が単身 550 万円以下

第 3 段階②：市町村税非課税世帯で年金収入等が年間 120 万円以上、かつ預貯金が単身 500 万円以下

第 4 段階：市町村税課税世帯、または預貯金額が各要件の金額を超えている場合。

※ 夫婦世帯は各要件の預貯金額に 1000 万円上乗せした額となります。